

江南市教職員の多忙化解消に向けての方針

平成29年7月

江南市教育委員会

江南市小中学校長会

策定の趣旨

平成 27 年度の愛知県教育委員会の在校時間調査によると、11 月の 1 ヶ月において、小学校は 10.8%、中学校は 38.7%の教員が 80 時間を超えているという結果が出ています。一方、江南市においては、小学校で 14.7%、中学校で 53.5%となっており、県の平均を上回っています。

教員の長時間労働を改善し、教員が誇り情熱を失うことなく、意欲・やりがいを高め、健康で充実して働き続けることができるようにしていくことは、教員が一人ひとりの子どもに丁寧に関わりながら、質の高い授業や個に応じた指導を実現していくための重要かつ喫緊の課題です。

こうした中、愛知県教育委員会では、平成 28 年 11 月の「教員の多忙化解消プロジェクトチーム」からの提言を受け、平成 29 年 3 月「教員の多忙化解消プラン」を策定しました。また、国でも働き方改革が着実に進められています。

つきましては、江南市教育委員会及び江南市小中学校長会としてもこのプランを踏まえ、教育委員会及び各学校における具体的な取組を明らかにし、多忙化解消の環境づくりを進めるため、江南市教職員の多忙化解消に向けての方針を以下のように策定しました。

なお、この方針に示した取組は、短期・中長期的に実効性のある取組の一部を掲げており、今後とも教育委員会と学校が一体となって検討し、推進していきたいと考えています。

1 長時間労働の是正に向けた在校時間管理の適正化

(1) 各学校の取組

- ・ 在校時間の削減に努めます。
- ・ 月 80 時間を超えることがないようにします。なお、80 時間を超えた場合は、その理由を明らかにします。
- ・ 学校の開錠時間は午前 7 時、施錠時間は午後 8 時となるよう努めます。
- ・ 出勤時間と退勤時間を毎日確実に記録し、正確に申告します。
- ・ 定時退校日を月 2 回以上設定し、月の計画に位置づけます。
- ・ 長期休業中は、定時退校に努めます。
- ・ 勤務時間の割振変更を適切に行います。
- ・ 衛生委員会の設置など、労働安全管理体制を確立します。

(2) 教育委員会の取組

- ・ 各学校の在校時間を的確に把握し、学校訪問時には、記録等の確認をします。
- ・ 各学校の定時退校日の状況把握に努めます。
- ・ ストレスチェックを全教職員に実施します。
- ・ 各学校とも8月12日、13日、14日、15日の4日間は学校閉校日とします。

※ 在校時間:休憩時間を含む正規に割り振られた勤務時間(8時間30分)以外に自主・自発的に業務に従事した時間

2 業務改善に向けた学校マネジメントの推進

(1) 各学校の取組

- ・ 教職員が果たす役割を明確にし、学校マネジメントを推進します。
- ・ 学校経営案に業務改善についての重点目標を明記します。
- ・ 「時間の有効活用」に対する意識化を図ります。
- ・ チーム学校として、短時間の指導で成果を上げるように努めます。
- ・ 一部の教職員に過重な負担がかからないように、校務分掌の見直しをします。

(2) 教育委員会の取組

- ・ 校長会、教頭会、教務主任会等の会議で学校マネジメントについての研修を充実します。
- ・ 事務の共同実施の更なる推進を図ります。

3 部活動指導にかかわる負担の軽減

(1) 各学校の取組

- ・ 平日の朝の活動は、少なくとも週1日を休養日にします。
- ・ 平日の午後の活動は、少なくとも週1日を休養日にします。
- ・ 土曜日、日曜日の活動は、どちらか1日として4時間程度にします。
大会等でやむを得ず、土曜日、日曜日の両日に活動する場合は、代替の休養日を設けます。
- ・ 祝日に活動する場合も4時間程度にします。
- ・ 長期休業中の土曜日、日曜日は休養日にします。また、平日の活動も4時間程度にします。
- ・ 日没30分前には、下校できるようにします。日没の遅い時季も午後6時までには、活動を終了します。なお、陸上競技大会に係る特別練習は、計画

的・効率的に進めます。

- ・ 学校経営案に部活動の運営方針を明記します。
- ・ 各部活動においては、活動時間、休養日、年間スケジュール等を明示し、保護者に周知します。
- ・ 複数の顧問で分担し、一人当たりの負担を軽減します。

(2) 教育委員会の取組

- ・ 部活動外部指導員、講師の拡充に努めます。
- ・ スポーツクラブ江南（総合型地域スポーツクラブ）との連携について検討します。

4 業務改善と環境整備に向けた取組

(1) 各学校の取組

- ・ 会議・行事等の精選、見直しに一層努めます。
- ・ 校務支援システムの更なる活用を図ります。
- ・ ICT機器の活用を図り、授業改善を推進するとともに、業務の改善に努めます。

(2) 教育委員会の取組

- ・ スクールソーシャルワーカー、補助教員、特別支援学級等支援員等の配置拡大に努めます。
- ・ コミュニティ・スクールの推進を図り、学校と地域が連携・協働して教育を行う体制づくりに努めます。
- ・ 少人数指導の拡充や教職員定数等に関する標準法に基づく適正配置等、県教育委員会及び国へ働きかけます。
- ・ 教員業務補助員の配置については、県教育委員会の支援を踏まえ検討します。
- ・ 市及び教育委員会が実施する会議、調査、研修等の精選を図ります。